

しまつのこころ条例で分別が「義務化」

プラスチック製の「容器」と「包装」は、必ず「資源ごみ用」の指定袋に入れてください。



目印は
これだよ!



京都市のプラスチック製の容器と包装の分別実施率は4割(平成27年度)にとどまっています。一層のご協力をお願いいたします。



プラスチック製の
「容器」と「包装」
の具体例よ。

- トレイ類
- ボトル類
- 袋類
- カップ類
- 緩衝材類 (発泡スチロールなど)
- キャップ類

PETボトルのキャップは
必ず外してください



間違いやすいもの
の具体例だよ。
燃やすごみに
出してね!

- 材質がプラスチックでないもの
- 商品そのもの
- 中身を取り出しても
不要にならないもの

特に間違いやすいもの

- クリーニングの袋
- 荷造りひも, 結束バンド
- 飲料パックの
ストローなど

危険なものは、**ぜったい**にまぜないでください



注射器



包丁、ハサミ、他

プラスチック製の「容器」と「包装」に入っていた異物

異物を職員が手作業で除去して
いるため、注射器などの在宅
医療器具や刃物の混入により、
職員にケガが発生しています。



リサイクル施設で間違ってお出されたものを取り除く作業

民間事業者がごみを収集するマンションにお住まいの方は、「プラスチック製の容器と包装」、「紙類」、「缶・びん・ペットボトル」を必ず分別してください。詳しいごみ出しルールについては、お住まいのマンションの管理業者にお問い合わせください。

平成28年10月から、ごみの減量を更に進めるため、**せん定枝(枝葉及び落ち葉)**を
分別収集し、リサイクルするモデル事業を実施しています。

収集品目

- * 1回の排出で2袋(又は2束)まででお願いします。
- * 京都市の資源ごみの指定袋を使う必要はありません。
- * 中身の見えるごみ袋でお出ください(枝葉は紐で束ねても可)。

家庭から出たもの
に
限ります

枝 葉



落 ち 葉



集めたせん定枝は
燃料チップや堆肥
にリサイクルされ
るんだよ!



せん定枝



燃料チップ・堆肥等

収集できないもの

* 燃やすごみ・大型ごみなどでお出ください。

刈り草



材木・木製品



竹



根



つた・そてつ



収集日

東山区, 下京区, 南区

▶ 月1回 第1～第4木曜日のいずれか

上記以外の行政区

▶ 月1回 第1～第4火曜日のいずれか

※一部、収集日が異なる
地域がありますので、
詳しくはまち美化事務所又は
エコまちステーションに
お問い合わせください。

収集場所

資源ごみ
収集場所
(資源定点)

ごみは、「収集日当日、朝8時まで決められた場所」にお出ください。



この印刷物は、十分お読みいただいた後は、コミュニティ回収や古紙回収などにお出ください!

京都市印刷物 第286028号 京都市環境政策局ごみ減量推進課発行 TEL 075-213-4930



印刷には
植物油インクを
使用しています

